

配慮を要する子の空間(その2)

※「障がい」の表記について

各務原市では、「障害者」を「障がい者」「障がいのある人」と表記して、「害」の字が持つマイナス(否定的)イメージが与える不快な心情を和らげるなど、障がい者の人権尊重を推進するとともに、行政のこうした取り組みを通じて障がい者や障がい福祉に対する市民の理解を促進し、共生社会の実現を目指しています。本資料では「害」の字を可能な限りひらがなで表記することとしています。ただし、法令や条例等に基づく法律用語や既存の計画、団体等の固有名称、国の各種調査結果等については、これまで通り「害」の字を使っているケースがあります。このため、本資料においては「がい」と「害」の字が混在する表記となっています。

背景

■特別支援教育

◆「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」(令和4年3月文部科学省) (抜粋)

学び >>> 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する

ix) 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応

(児童生徒の多様化への対応)

- ・学校には様々な特性を持つ子どもが存在し、これらの特性が複合しているケースもある。子どもたちが多様化する中で、個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高めることが必要であり、施設環境も柔軟に対応していくことが重要である。
- ・子どもの理解度や認知の特性等に応じて自分のペースで安心して学ぶことができるよう、ICTも活用しつつ、個別学習や少人数学習など多様な学習形態に対応できる多目的な空間を整備することが重要である。
- ・外国籍の児童生徒に加え、日本国籍ではあるが日本語指導を必要とする児童生徒も増加していることを踏まえ、個別にサポートができるスペースを確保することが重要である。
- ・様々な困難に直面し、教室に入りづらい児童生徒や、不登校児童生徒などの多様な子どもたちに対応していくため、余裕教室の活用等により、教育相談や学習支援、生徒指導のための別室の整備を進めることが重要である。また、これらの支援の場や、保健室、保護者等のための相談スペース等について、ICTを活用した学習・指導が行える環境を整えるとともに、安心して使用できるよう、リラックスできる場とすることが重要である。

◆「学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集」(令和4年6月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課)(抜粋)

近年、少子化の影響により児童生徒数が減少傾向にある中で、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒の数は増加傾向にあり、公立小中学校等の約8割に特別支援学級が設置されている。

◆「特別支援教育の現状等」(令和3年10月 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査有識者会議)(抜粋)

特別支援教育の現状

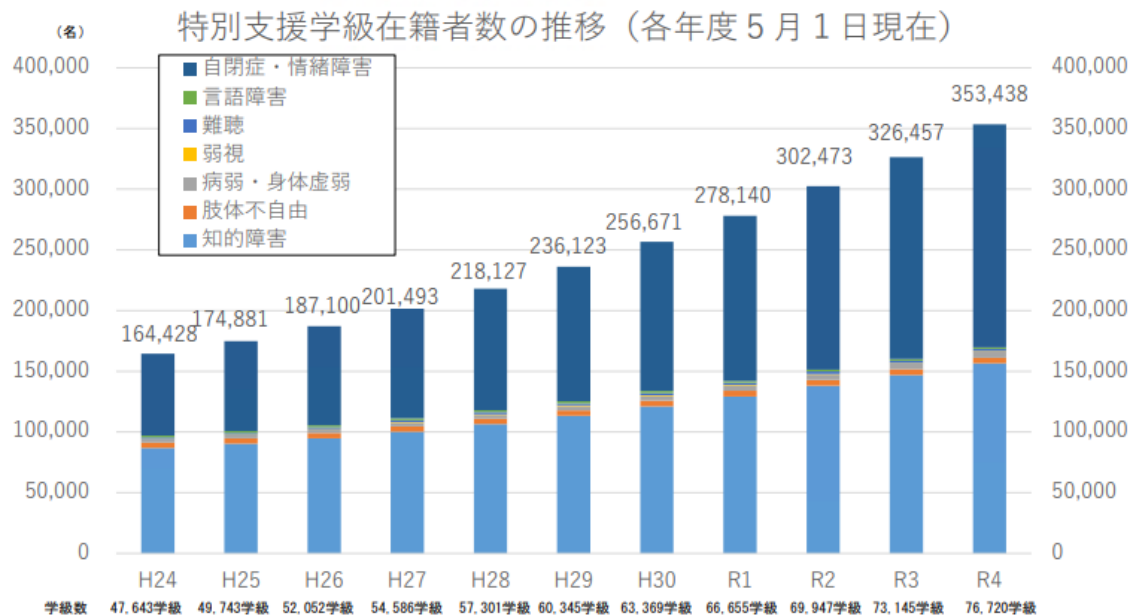
障がいのある子どもに対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障がいの程度が比較的重い子どもを対象として、専門性の高い教育を実施	障がいの種別ごとの学級を編制し、子ども一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障がいに応じた特別な指導を実施
対象障がい種と人数 (※令和2年度)	視覚障がい(約 5,000 人) 聴覚障がい(約 7,900 人) 知的障がい(約 133,300 人) 肢体不自由(約 30,900 人) 病弱・身体虚弱(約 19,200 人) ※重複障がいの場合はダブルカウントしている 合計:約 144,800 人 (平成 22 年度の約 1.2 倍)	知的障がい(約 138,200 人) 肢体不自由(約 4,700 人) 病弱・身体虚弱(約 4,300 人) 弱視(約 600 人) 難聴(約 2,000 人) 言語障がい(約 1,500 人) 自閉症・情緒障がい(約 151,100 人) 合計:約 302,500 人 (平成 22 年度の約 2.1 倍)	言語障がい(約 39,700 人) 自閉症(約 25,600 人) 情緒障がい(約 19,200 人) 弱視(約 200 人) 難聴(約 2,200 人) 学習障がい(約 22,400 人) 注意欠陥多動性障がい(約 24,700 人) 肢体不自由(約 120 人) 病弱・身体虚弱(約 50 人) (令和元年度現在) 合計:約 134,200 人 (平成 21 年度の約 2.5 倍)
幼児児童生徒数 (※令和2年度)	幼稚部:約 1,300 人 小学部:約 46,300 人 中学部:約 30,600 人 高等部:約 66,600 人 義務教育段階の全児童生徒の 0.8%	小学校:約 218,000 人 中学校:約 84,400 人 義務教育段階の全児童生徒の 3.1%	小学校:約 116,600 人 中学校:約 16,800 人 高等学校:約 800 人 (令和元年度現在) 義務教育段階の全児童生徒の 1.4%
学級編制定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】1学級8人 ※重複障がいの場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から基礎定数化 【高】加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障がいの状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障がい者を教育する特別支援学校では、知的障がいの特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1~8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について個別の教育支援計画(家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画)と個別の指導計画(一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法をまとめた計画)を作成。			

※通常の学級における発達障がい(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒:6.5%程度の在籍率(平成24年 文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。)

■特別支援学級

障がいの種別ごとの学級を編制し、子ども一人一人に応じた教育を実施



【令和4年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	32,432	3,159	2,968	558	1,401	687	35,515	76,720
在籍者数	156,661	4,539	4,706	638	1,945	1,331	183,618	353,438

(出典)学校基本調査

(参考) 学校教育法

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

(参考) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(抜粋)

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。)	同学年の児童で編制する学級	三十五人
	二の学年の児童で編制する学級	十六人(第一学年の児童を含む学級にあつては、八人)
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級(以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。)	八人
中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。)	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	特別支援学級	八人

■通級による指導

大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障がいに応じた特別な指導を実施

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（各年度5月1日時点）



(出典) 通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度のみ令和3年3月31日を基準とし令和2年度中に通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。
 ※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

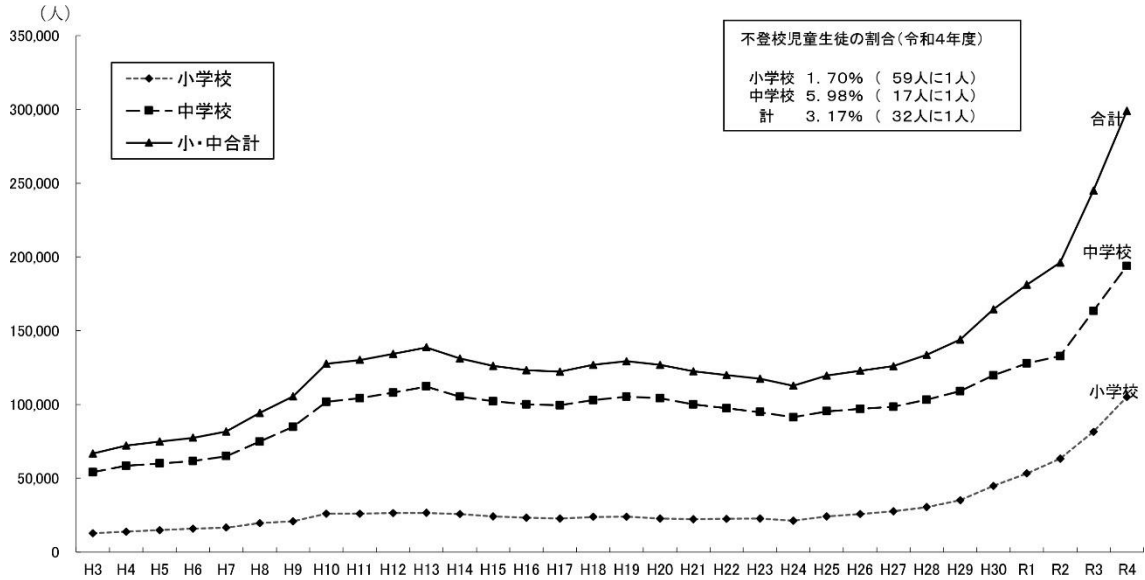
※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

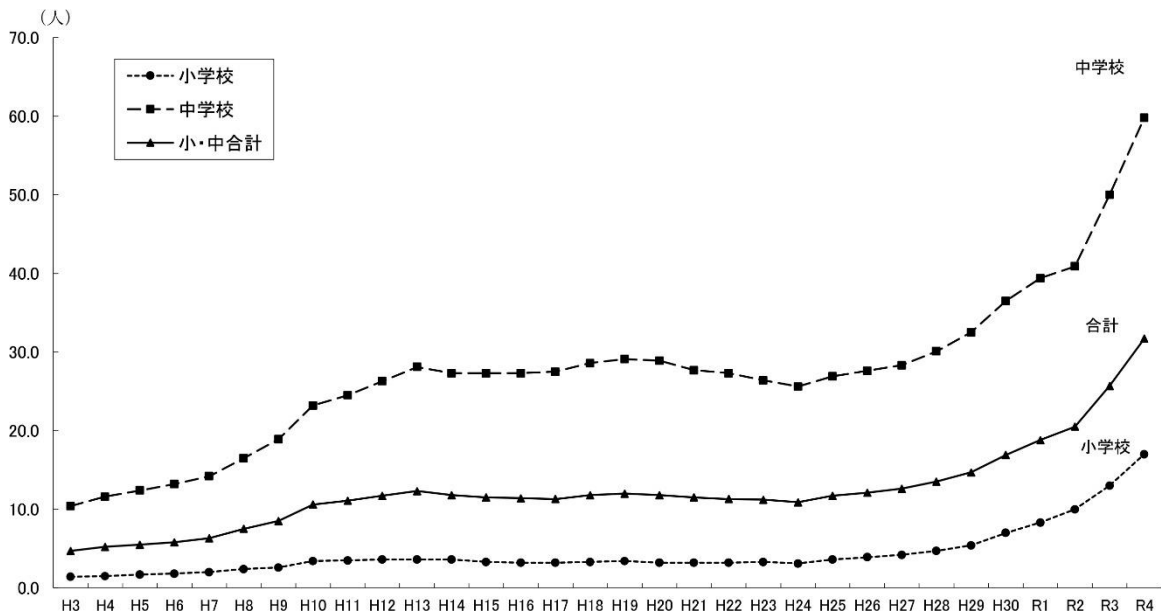
■不登校

◆「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(令和5年10月 文部科学省初等中等教育局児童生徒課) (抜粋)

不登校児童生徒数の推移のグラフ



不登校児童生徒の割合(1,000人当たりの不登校児童生徒数)の推移のグラフ



※調査対象：国公立小・中学校(小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。)

- ・小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は 299,048 人(前年度 244,940 人)であり、児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は 31.7 人(前年度 25.7 人)。
- ・不登校児童生徒数は 10 年連続で増加し、過去最多となっている。

◆誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」R5.3.3I

文部科学省(抜粋)

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
 2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
 3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする
- ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプラン

○校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進(落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置)

○快適で温かみのある学校環境整備

○学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に

(参考)不登校の要因

		不登校児童生徒数	学校に係る状況							家庭に係る状況				本人に係る状況		左記に該当なし	
			いじめ	めいじめをめぐり友人関係を	問教職員との関係をめぐり	学業の不振	進路に係る不安	のクラブ活動・部活動等へ	問学校のきまり等をめぐり	の入学・転編入学・進級時の不適応	変家庭の生活環境の急激な	親子の関わり方	家庭内の不和	び生活リズムの乱れ・あそ	無気力・不安		
公立	小学校	主たるもの (人)	104,265	299	6,815	1,865	3,349	263	29	775	1,882	3,358	12,666	1,578	13,135	53,136	5,115
公立	小学校	主たるもの (%)	***	0.3	6.5	1.8	3.2	0.3	0.0	0.7	1.8	3.2	12.1	1.5	12.6	51.0	4.9
公立	小学校	主たるもの以外にも当てはまるもの (人)	***	140	3,814	1,454	7,015	323	36	805	1,008	1,994	11,934	1,821	8,982	9,924	***
公立	小学校	主たるもの以外にも当てはまるもの (%)	***	0.1	3.7	1.4	6.7	0.3	0.0	0.8	1.0	1.9	11.4	1.7	8.6	9.5	***
公立	中学校	主たるもの (人)	185,810	300	19,759	1,660	10,470	1,669	787	1,270	6,712	4,200	9,009	3,071	20,173	97,861	8,869
公立	中学校	主たるもの (%)	***	0.2	10.6	0.9	5.6	0.9	0.4	0.7	3.6	2.3	4.8	1.7	10.9	52.7	4.8
公立	中学校	主たるもの以外にも当てはまるもの (人)	***	119	7,920	1,383	13,621	2,436	1,079	1,259	2,796	2,409	10,310	3,076	11,278	15,994	***
公立	中学校	主たるもの以外にも当てはまるもの (%)	***	0.1	4.3	0.7	7.3	1.3	0.6	0.7	1.5	1.3	5.5	1.7	6.1	8.6	***
公立	小・中合計	主たるもの (人)	290,075	599	26,574	3,525	13,819	1,932	816	2,045	8,594	7,558	21,675	4,649	33,308	150,997	13,984
公立	小・中合計	主たるもの (%)	***	0.2	9.2	1.2	4.8	0.7	0.3	0.7	3.0	2.6	7.5	1.6	11.5	52.1	4.8
公立	小・中合計	主たるもの以外にも当てはまるもの (人)	***	259	11,734	2,837	20,636	2,759	1,115	2,064	3,804	4,403	22,244	4,897	20,260	25,918	***
公立	小・中合計	主たるもの以外にも当てはまるもの (%)	***	0.1	4.0	1.0	7.1	1.0	0.4	0.7	1.3	1.5	7.7	1.7	7.0	8.9	***

(注1)「主たるもの」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因を一つ選択。

(注2)「主たるもの以外にも当てはまるもの」については、主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき2つまで選択可。

(注3)下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

出典:「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(令和5年10月 文部科学省初等中等教育局児童生徒課)(抜粋)

現状と課題

各務原市における小学校・中学校の支援状況

小学校・ 中学校	通常の学級	通級指導教室*1	・困り感への合理的配慮 ・通常の学級での支援へつなく ・言語、LD・ADHD 等
		心の教室*2	・不登校傾向にある児童生徒への支援
		(日本語指導教室)*3	・言葉の壁がある児童生徒への支援
	特別支援学級*4	・実態に合わせた教育課程 ・知的障がい、自閉症、情緒障がい、肢体不自由、難聴	
	うぐいす教室*5	・特別支援学級に籍を置く児童生徒のための言語通級指導教室	
特別支援学校		・特別な教育課程(個に応じた手厚い支援)	

*1:通級指導教室: 通常の学級に籍を置く児童生徒が、通常の学級での指導に加えて、週に1~2時間程度の支援を受けるための教室。通級指導教室の設置がない学校の児童生徒は、保護者の送迎により他の学校へ該当時間のみ通う。(設置校は、p14を参照)

*2:心の教室: 別室登校による居場所づくり。通常の学級に籍を置く児童生徒が、教室に入りづらい不登校傾向にある児童生徒パーティション等を使用した仕切りやソファを設けるなどの工夫により、リラックスできる空間となるようにしている。中学校は、H11より、小学校はR4より設置している。「学習活動室」との名称を使う学校もある。
人に見られない配慮を要する子には、車を横付けし直接教室へ登校できると良い。

*3:日本語指導教室: 通常の学級に籍を置く児童生徒が、通常の学級から一時的に離れ日本語や教科でわからない言葉などについて支援を受ける教室。表中の記載は、空き教室を利用するため()で示す。

*4:特別支援学級: 在籍する児童生徒のための教室。1学級最大8名のため、普通教室をカーテンやパーティション等で状況により仕切って使用する場合が多い。(その場合は、利用状況により奥行方向が狭い場合もある。)R5時点で、児童生徒数は減少傾向にある中において特別支援学級数は増加傾向にあり、今後の教室確保を見据えた配置を検討する必要がある。

*5:うぐいす教室: 特別支援学級に在籍する児童生徒が、特別支援学級での指導に加えて、言語指導の支援を受けるための教室。那加第二小学校、八木山小学校に設置。設置がない学校の児童生徒は、保護者と同伴で他の学校へ該当時間に通う。

cf.相談室(面談室)：教職員と児童生徒や保護者と個別で面談が可能な空間。

外へ声が漏れにくい少し奥まった場所を利用することが多い。

上記以外の支援状況

Futuro 教室：那加第二小学校内に設置(利用時間：月～金曜日 午前9時～午後3時)

・日本国外から来日して間もない等、日本語の習得が不十分な児童生徒に対して、日本語の初期指導や学校への適応指導を集中的に行う教室。

各務原市における課題

■ アンケート調査結果より

- ・通常学級での課題(困りごと)は、「教室内にクールダウンの場所がない」の回答が半数以上(55.2%)であった。
- ・これからの学校施設への期待(これからの学校に必要なこと)については、「教室内にクールダウンスペースを整備」が約半数(49.6%)であった。
- ・心の教室(アンケート調査上は「相談室(適応指導教室)」)の課題では、「室内の個別スペースの不足」が33.3%で、無回答を除いて最も多かった。
- ・これからの学校で、心の教室に必要なことについては、「児童・生徒が通いやすい配置(保健室に近接しているなど)」が49.3%で最も多かった。

■ アンケート調査結果を受けて

- ・クールダウンのためのスペースがない、または不足している学校が多く、現場の教職員の声として、クールダウンのためのスペースが求められている
- ・心の教室については、児童・生徒が通いやすい配置が求められており、室内の個別スペースも望まれている

検討内容

配慮を要する子の空間についての基本的な考え方(案)

- クールダウン、医療的ケアへの配慮
 - ・クールダウンに利用できるスペースを設ける。
 - ・医療的ケアの実施に配慮されたスペースを設けることが望ましい。
 - ・いずれについても、設置場所は、利用しやすい場所を検討する。
- 通級指導教室、心の教室、特別支援学級の教室への配慮
 - ・安心して使用できるようリラックスできる場とする。教室の様子は、普通教室に準ずる。
 - ・ICTを活用した学習・指導が可能な環境を整える。
 - ・個別に児童生徒やその保護者が教職員と落ち着いて対話できるスペースを確保することが望ましい。
 - ・配慮を要する子に必要な教室数の増加に備え、通級指導教室、心の教室、特別支援学級の教室に転用可能なスペースをあらかじめ想定しておくことが望ましい。

配慮を要する子の空間についての基本的な考え方(案)の趣旨

■通級指導教室(うぐいす教室を含む)

- ・支援をうける児童生徒が、通常の学級から一時的に来訪することを踏まえ、個々の状況に応じ、適切な時間に適切な支援を受けることができる空間を確保する。
- ・他校からの利用に配慮し、車での送迎がしやすく校舎への出入りが容易な配置を検討する。

■心の教室

- ・教室に入りづらい児童生徒など、多様な児童生徒が落ち着いて学ぶことができる空間を確保する。
- ・車から教室へ直接登校できるなど、児童生徒の通いやすさに配慮した配置とする。
- ・教室内は状況に応じてレイアウト変更しやすい仕様とすることが望ましい。

■特別支援学級の教室

- ・学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動等の多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保する。
- ・特別支援学級の児童生徒が、教職員や他の児童生徒からのサポートの得やすく、安全かつ円滑に学級の枠組みを超えた交流及び共同学習をしやすい配置や動線へ配慮する。

参考資料

配慮を要する子の空間等の現状 ※第4回策定委員会：資料4より抜粋

■那加中学校の現状

心の教室	
	
<p>入口／2階 東端 (中が直接見えないような配慮)</p>	<p>窓側向きの席</p>
	
<p>窓側向きの席と後ろ向きの席 (生徒にあわせ配置変更をしている模様)</p>	<p>パーティションは、掲示にも利用</p>
	
<p>全体1 (入口見返し) (通常教室より広いスペースを利用)</p>	<p>全体2 (教室の前から後ろを見る) (ソファもある)</p>

特別支援学級



知的：A組（前方）
（特別支援学級は、最大8人/クラス）



知的：A組（後方）
（左隅カーテン内：物置兼着替えスペース）



知的：A組（ロッカー一部分）



特別支援教室（1/2 サイズ）

■蘇原第一小学校の現状

相談室



児童の相談、クールダウンにも使うことがある
スペース
(少し奥まった静かな場所)

特別支援学級



知的：わかば3（全体）
(特別支援学級は、最大8人/クラス)



知的：わかば3（前半分）
(カーテンで分割して利用することもあり)

(令和5年5月1日現在)

令和5年度 各務原市小中学校特別支援学級

学校名	学級の種別※	学級名
那加第一小	知的	なかよし1・3・5組
	自情	なかよし2・4・6組
那加第二小	知的	さくら2・3組
	自情	さくら1組
那加第三小	知的	のぞみ1組
	自情	のぞみ2組
尾崎小	知的	みどり2組
	自情	みどり1組
稲羽西小	知的	たんぼぼ2組
	自情	たんぼぼ1組
稲羽東小	知的	あおば
	自情	きぼう
川島小	知的	ともだちルーム1・2組
	自情	ともだちルーム3・4・5組
鶺沼第一小	知的	すみれ・たんぼぼ・きく組
	自情	ひまわり組
	難聴	ゆり組
鶺沼第二小	知的	学習室2・4組
	自情	学習室1・3組
鶺沼第三小	知的	たいよう1・2組
	自情	たいよう3・4・5・6組
緑苑小	知的	たんぼぼ1組
	自情	たんぼぼ2組
八木山小	知的	ひまわり2組
	自情	ひまわり1組
陵南小	知的	わかば学級
	自情	やまびこ学級
各務小	知的	なかよし2組
	自情	なかよし1組
蘇原第一小	知的	わかば1・2組
	自情	わかば3・4・5組
蘇原第二小	知的	コスモス3・4組
	自情	コスモス1・2組
中央小	知的	いずみ1組
	自情	いずみ3・4・5組
	肢体	いずみ2組
那加中	知的	特別支援学級A・B組
	自情	特別支援学級C組
桜丘中	知的	つばさ学級1組
	自情	つばさ学級2組
稲羽中	知的	希望2組
	自情	希望1組
川島中	知的	あゆみ学級
	自情	なかま学級1・2組
鶺沼中	知的	あゆみ1・2組
	自情	みのり
	難聴	ひびき
緑陽中	知的	ADI組
	自情	AD2組
蘇原中	知的	促進学級1・2組
	自情	促進学級3・4組
中央中	知的	9・10組
	自情	11・12・13組

各務原市小中学校通級指導教室

学校名	種別	教室名
那加第一小	LD・ADHD等	通級指導教室
那加第三小	言語	通級指導教室2組
	LD・ADHD等	通級指導教室1組
稲羽西小	LD・ADHD等	通級指導教室
川島小	LD・ADHD等	通級指導教室にこにこ1・2組
鶺沼第一小	言語	通級1組
	LD・ADHD等	通級2組
鶺沼第二小	LD・ADHD等	さわやか教室1・2
鶺沼第三小	LD・ADHD等	通級指導教室
蘇原第一小	言語	通級1
	LD・ADHD等	通級2・3
那加中	LD・ADHD等	通級指導教室
稲羽中	LD・ADHD等	通級指導教室(巡回)
桜丘中	LD・ADHD等	通級指導教室「さわやか」
緑陽中	LD・ADHD等	通級指導教室
鶺沼中	LD・ADHD等	通級指導教室(巡回)
蘇原中	LD・ADHD等	通級指導教室
中央中	LD・ADHD等	通級指導教室

通級指導教室へは、親子で通います。保護者の方、学級担任、通級担当者が連携をとりながら、お子さんの教育的ニーズに対応していきます。



令和5年度各務原特別支援学校在籍生徒数

	1年生	2年生	3年生	合計
人数	15	21	17	53

各学校の特別支援学級の種別や学級数、児童生徒数は、年度ごとに変ります。

また、肢体不自由特別支援学級と難聴特別支援学級については、下記の学校を拠点校としています。

- ・肢体不自由特別支援学級・・・中央小学校
- ・難聴特別支援学級・・・鶺沼第一小学校、鶺沼中学校

詳しくは、学校教育課までお問い合わせください。
(学校教育課 058-383-1118)

※学級の種別について

- ・知的…知的障がい
- ・自情…自閉症・情緒障がい
- ・肢体…肢体不自由
- ・難聴



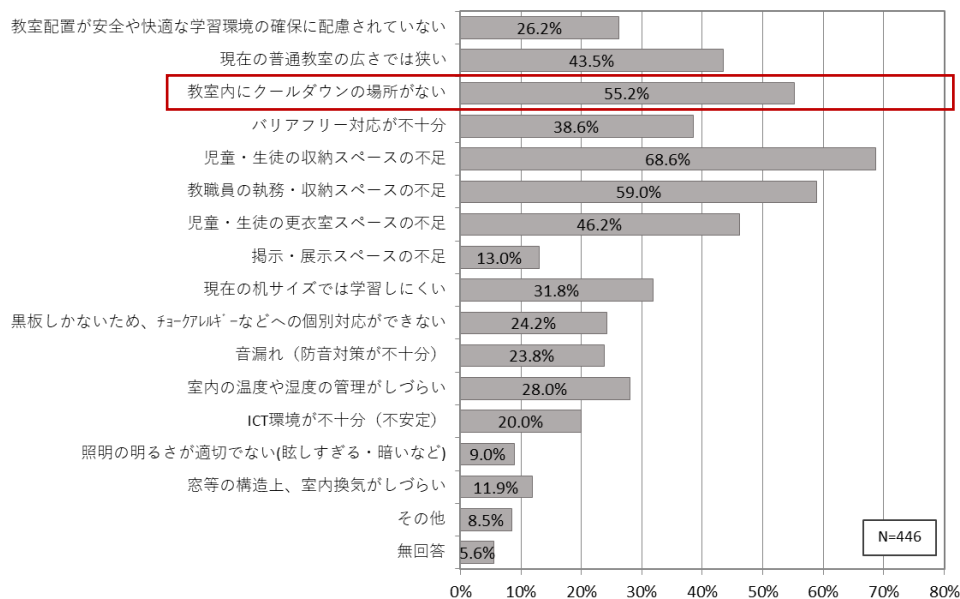
■第1回アンケート調査結果（該当部分の抜粋）

学校施設について

【通常学級の教室について】教職員アンケートより

○あなたの学校で、通常学級の教室とそれに関連する機能について教育活動や児童・生徒の学校生活にかかる課題（困りごと）はありますか。（あてはまるもの全て）

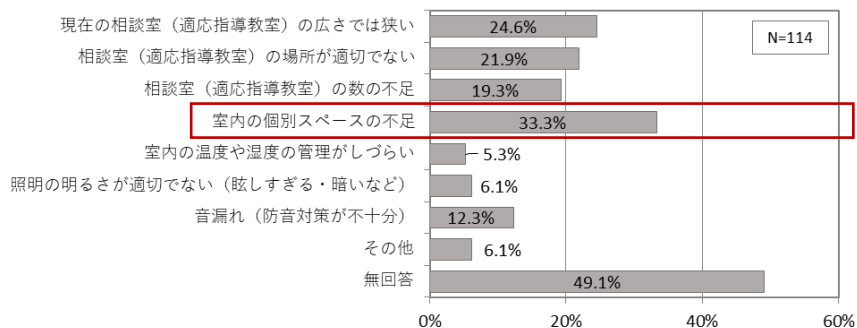
- ・通常学級での課題（困りごと）では、全体で見ると「児童・生徒の収納スペースの不足」が68.6%で最も多く、次いで、「教職員の執務・収納スペースの不足」59.0%、「教室内にクールダウンの場所がない」55.2%、その他でもスペースに関して、「児童・生徒の更衣室スペースの不足」が46.2%、「現在の普通教室の広さでは狭い」が43.5%と4割以上の教職員がスペースが足りていないと感じている。



【相談室（適応指導教室）】教職員アンケートより

○相談室（適応指導教室）と、それに関連する機能について、教育活動や児童・生徒の学校生活にかかる課題（困りごと）はありますか。（あてはまるもの全て）

- ・相談室（適応指導教室）の課題では、「室内の個別スペースの不足」が33.3%で多くなっている。
- ・「その他」の具体的な課題内容として、「対応教員の不足」や「様々な対応ができるようなスペースの不足」があげられている。

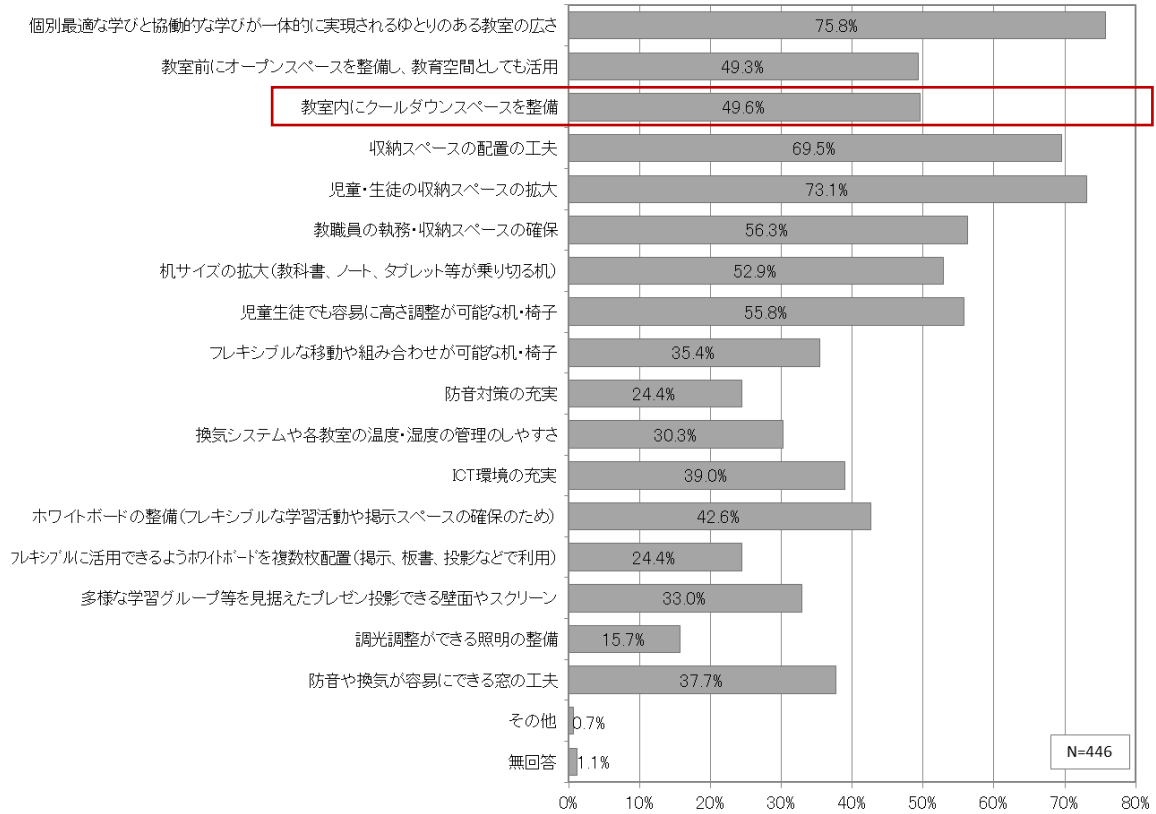


これからの学校施設への期待（これからの学校に必要なこと）

【通常学級の教室に関して】 教職員アンケートより

○これからの学校で通常学級の教室に必要なと思われることを選択してください。（あてはまるもの全て）

・これからの通級学級の教室に必要なと思われることでは、全体で見ると「個別最適な学びと協働的な学びが一体的に実現されるゆとりのある教室の広さ」が75.8%で最も多く、次いで「児童・生徒の収納スペースの拡大」が73.1%、「収納スペースの配置の工夫」が69.5%となっている。



【相談室（適応指導教室）】※特別支援学級(固定・通級)とは別 教職員アンケートより

○これからの学校で、相談室（適応指導教室）に必要なことを選択してください。（あてはまるもの全て）

- ・相談室（適応指導教室）に必要なことでは、全体で見ると「児童・生徒が通いやすい配置（保健室に近接しているなど）」が49.3%で最も多く、次いで「落ち着くために休養できる小スペースの確保」が40.0%、「気持ちを落ち着かせることのできる配色や質感への配慮」が38.6%となっている。
- ・「その他」の内容では、「クールダウンスペースがない」や「個別対応できる場所の不足」などがあげられている。

